

平成21年7月21日

厚生労働省
医薬食品局 食品安全部
基準審査課 課長 殿

日本食品照射研究協議会

株式会社 三菱総合研究所の
「食品への放射線照射についての科学的知見のとりまとめ業務報告書」
へのコメント

この度公表されました標記の業務報告書につきまして、当協議会の関係者で一読いたしました結果、用語の使用方法や事実関係の誤り、当方の理解と食い違う点が散見されました。

そこで、食品照射の専門家として、以下に掲げますような指摘をさせていただきたいと存じます。今後の食品規格部会での有意義な検討に資するため、また、厚生労働省の公開情報として一般に広く開示されている情報の正確性を期すため、内容をご検討頂き、さらなる事実確認の上で、ご対応をいただければ幸いです。

業務報告書への一般的なコメント

全般

- * 全般的に内容の誤りが多く、この報告書のみを下にした審議では不十分ではないでしょうか。
- * 社会的ニーズをどのようにとりまとめたかが、明確になっていないのではないのでしょうか。
- * 照射食品反対ネットワークからの要望等の意見だけが巻末に掲載されているのは、適正さを欠くのではないのでしょうか。

2007年6月の食品規格部会で、食品照射技術の社会的ニーズ、社会受容性、安全性の3点について、中立的な外部機関に委託調査する、とされていますが、本報告書におきまして、社会的ニーズについてどのようにとりまとめられたのでしょうか。これまでに照射食品を実用化している国の流通実態についても、該当情報なしの箇所が多く、国内の業界団体へのアンケート調査内容も、調査の前提となる情報の提供が不足しており、十分な回答が得られていないように感じます。

食品規格部会では、専門家や事業者等の関係者を招聘して適切に審議されることを期待いたします。

1. 食品への放射線照射に係わる科学的知見の収集及び整理

- * 諸外国の施設情報などに誤りが多く見受けられます。
また、食品照射の有用性やメリットについての十分な解説がありません。海外ですでに流通している照射食品については、処理の理由を説明いただいたほうが有意義な議論ができるとおもいます。

この項で考慮すべき社会的情報も欠落しています。

以下は、主に気づいた点です。細部の内容につきましては、別表に指摘させていただきました。

- 1) 国際機関における議論の経緯に関して、WHO の評価レポートの原文等の引用元(特に 1981WHO TRS659 など)が欠落している一方で、該当しない引用文献が引用されている箇所があります。引用文献を今一度、精査下さい。
- 2) 食品照射の利用分野に関して、既存の技術と比較してどのようなメリットがある場合に実用化にいたっているか、についての情報を伝えて欲しいとおもいます。
- 3) 食品照射技術に関する国際的な議論として、植物検疫に関する国際基準の採択が抜け落ちています。SPS 協定に則り、IPPC (国際植物検疫条約) の中で、放射線照射は国際的に認可された検疫措置となっており、個別の検疫害虫に対する適応拡大のための基準の制定について、2009 年 4 月の総会でも国としての意見を求められている状況にあります。
農林水産省 HP 議事録:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_renraku/index.html (植物検疫に関する国内連絡会 第 4 回国内連絡会)
このような社会的背景については、本報告書でもひとこと触れられるべきだとおもいます。
- 4) FDA の評価基準として提案されている、いわゆる決定樹ですが、2005 年に FDA の担当官 Pauli 氏 (当時) にインタビューした結果では、香辛料についてはこの考え方に則った判断をしたという回答を得ていますが、その後の許可拡大には、この基準での判断は用いられていないようです。この点、誤解のない記述をお願いいたします。

2. 食品への放射線照射に関する世界各国の規制及びその運用状況の調査

* 事実誤認、標記ミスが多く、諸外国の実用化状況を正確に把握していません。

- 1) 多くの国に調査やアンケート依頼をされ、諸外国の照射食品の管理措置に関して、膨大な情報を集める努力をされたとおもいます。しかしながら、米国や EU 諸国の各国の実用化状況、規制の内容等につきまして、Code of Federal Regulation や EU の 2005 年の年次レポートなどの報告書の出典元と照らし合わせて、明らかに食い違うデータが複数見受けられます (別表参照)。米国、EU 以外につきましては、当方も確認しておりませんが、今一度、内容確認をお願いいたします。
- 2) 海外における照射食品の処理量や流通量に関しましては、内閣府原子力委員会が 2007 年にとりまとめた調査報告があります。この内容とも、大きく食い違っている箇所があります。また、この内閣府の報告書には、ウクライナ、南アフリカ、中国など、照射食品の流通量の多い国について不足している情報も、専門家が訪問調査した結果がまとめられていますので、参考にさせていただけたらとおもいます。

3. 放射線照射食品に係る統計資料等の収集および整理

* この章にも、記述の誤りが散見されます。

4. わが国における食品への放射線照射に係わるニーズを把握するための調査

* この章では、「放射線」と「放射能」の区別がついていない記載が多くみられます。

別表に、該当箇所を指摘しました。

また、消費者等へのアンケートにつきましては、次のような意見もありました。

消費者意識へのコメント(参考)

本調査結果は他の調査結果とも似ており、客観的と思われる。しかし、実際に照射ばれいしょが流通している地域によっては事情が異なるようである。照射ばれいしょが流通している地域に住んでいる当学会の2～3名の会員の報告によると、今年の5～6月にかけて多くのスーパーマーケットで照射ばれいしょが販売されたが、ガンマ線処理との標示があるにもかかわらず、長崎県産などの新じゃがいもと比べ飛ぶように売れていたとのことである。もっとも、新じゃがいもに比べて値段が安いことも影響しているし、照射じゃがいもの味が良いことも関係していると思われる。実際に購入している多くの消費者にとっては照射の有無には関心がないのであろうが、数年前に一部のスーパーマーケットで照射じゃがいもであることを隠すようにして販売していたのに比べて、照射じゃがいもを扱うスーパーマーケットも増加していることは大きな様変わりである。

5. リスクプロファイル原案の作成

- * **食品安全行政が実施するリスクプロファイリングとして、危害要因(ハザード)のとらえ方が不適切であると感じられます。**

照射食品摂取による健康影響に関連する事項(これがこの箇所で扱うべきリスクと我々は考えます)と照射臭の問題(照射食品の品質)等が混同されています。工程管理や作業者の安全等に関する整理も、別章として議論しないと混乱を生ずる恐れがあります。

また、「汚染」などの用語の使い方が照射食品を論ずる際になじまず、誤解を生むおそれがあるようにおもいます。

- * **健康影響評価に関するオリジナルの文献情報が著しく少ないとおもいます。**

日本の原子力特定総合研究のオリジナルデータ、2-アルキルシクロブタンンに関する含有量に関する文献や染色体異常試験、小核試験の報告(2006年)等も引用されていないなど、当初の調査目的が達成されているのか疑問に感じます。

その他 [参考資料] 照射食品反対ネットワークからの要望等

- * **本要望書は、消費者団体全ての意見を代表しているものではないため、この要望書のみを取り上げて掲載する必要はないとおもいます。**

なお、ここに述べられている事項のいくつかについては、以下の参考文献に示されているように、実際に研究に携わった研究者等の間では異なったデータ解釈がなされ、科学的に反論されています。

参考文献 食品照射の基礎と安全性 伊藤 均 JAERI-Review 2001-029 (2001)
(社)日本原子力産業会議 食品照射解説資料 (1992)
(社)日本原子力産業協会 食品照射Q&Aハンドブック (2007)
アイトープ協会 Q and A <http://www.jrias.or.jp/index.cfm/6,0,108,144,html>

以上